

## 名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金交付要綱

### (通則)

第 1条 名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第 187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2条 この補助金は、中小企業者が新たにに取り組む買い物支援サービス等の事業に要する経費の一部を補助することにより、当該事業に取り組む中小企業者の事業実施に対して支援することを目的とする。

### (定義)

第 3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第 2条第 1項各号に規定する会社若しくは個人をいう。

(2) 大企業

中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第 101号）第 2条に規定する中小企業投資育成株式会社を含まないものとする。

(3) 開業

所得税法（昭和40年法律第33号）第 229条に規定する開業等の届出又は会社法（平成17年法律第86号）第 911条から第 914条に規定する設立の登記等を行い、新たに事業を開始することをいう。

(4) 買い物弱者対策モデル事業

市長が別に定めるモデル地域（以下「モデル地域」という。）を対象に、中小企業等が新たに実施する買い物支援サービス等の事業において、施設を設置又は整備して運営する事業をいう。なお、当該施設は、店舗等の事業の拠点であって、人的及び物的設備がある場所をいう。

### (補助事業者)

第 4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次条で定める事業を実施する中小企業者、認定申請の日から補助事業の完了の日までに中小企業者として開業を予定する者（以下「創業予定者」という。）又はその他市長が特に必要と認めた者とする。

2 補助事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、創業予定者の場合は、補助事業の完了の日において次の各号の要件をすべて満たす中小企業者として開業をしている者とする。

(1) 法人にあつては名古屋市内に本店、支店又は事業所のいずれかを有すること。個人にあつては名古屋市内に居住していること。

(2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2分の 1以上を同一の大企業が所有している中小企業者でないこと。

(3) 発行済株式の総数又は出資価額の 3分の 2以上を複数の大企業が所有している中小企業者でないこと。

(4) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2分の 1以上を占めている中

小企業者でないこと。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 3 条に規定する営業許可又は、第27条及び第31条の 2、第31条の 7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。
- (8) その他補助金を交付することについて、市長が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

#### （補助事業）

第 5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する買い物弱者対策モデル事業とする。

- 2 補助事業は、規則第 5条に規定する交付の決定の日以降に着手し、当該事業年度の 1 月31日までに完了するものとする。ただし、従業員の雇用、事業所等の借入の着手についてはこの限りではない。

#### （補助要件）

第 6条 市長は、補助事業者が前条に規定する補助事業について次に掲げる要件を満たす場合、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業者がモデル地域内において新たに始める事業であり、補助事業の完了日までに運営を開始する事業であること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の完了後においても、市長から当該事業の効果等について調査や報告の協力依頼があったときは、速やかにこれに応じること。

#### （補助対象経費）

第 7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ相当と認めるものとする。

- 2 補助対象経費は、規則第 5条に規定する交付の決定の日以降に発生し、かつ補助事業の完了日までに支払う経費とする。ただし、市長が第 9条の規定による申請書を受理した時から交付決定日までに新たに契約を締結し支払った新規賃借料等及び従業員への賃金については対象とする。

#### （補助金の額）

第 8条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に 2分の 1を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項の補助金の額は、200万円を限度とする。
- 3 補助金額の計算にあたっては、千円未満を切り捨てる。
- 4 第 1項に規定する補助金の額は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定により、仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合においては、当該補助金から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減じて得た額とする。

#### （補助事業の認定申請）

第9条 第12条に規定する補助金の交付の申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、市長が別に定める日（以下「所定の期日」という。）までに、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金補助事業認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、補助事業の認定について市長に申請しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 補助事業計画書（様式第2-2号）
- (3) 申請事業の収支予算（様式第2-3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号に規定する書類は、市長が別に定める。

（意見聴取会）

第10条 市長は、前条に規定する認定申請があったときは、有識者により構成する意見聴取会を開催し、当該認定申請の内容について、意見を求めるものとする。

2 前項に規定する意見聴取会の開催等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補助事業の認定）

第11条 市長は、前条に規定する意見聴取会の意見を踏まえて補助事業を1件認定することとし、その場合は、認定申請者に対して、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金補助事業認定通知書（様式第1-2号）（以下「認定通知書」という。）により通知する。

2 認定しない場合は、認定申請者に対して、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金補助事業不採択通知書（様式第1-3号）により通知するものとする。

（交付の申請）

第12条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請をしようとする者は、所定の期日までに名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金交付申請書（様式第3号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 補助事業計画書（様式第2-2号）
- (3) 申請事業の収支予算（様式第2-3号）
- (4) 補助金の交付申請をするものが法人であるときは登記事項証明書、補助金の交付申請をするものが個人であるときは住民票の写し
- (5) 補助金の交付申請をするものが法人であるときは直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるものの写し、補助金の交付申請をするものが個人であるときは直近3年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し
- (6) 納税証明書、非課税証明書又は税に関する滞納がない旨の証明
- (7) 第11条に規定する認定通知書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号及び第6号に規定する書類は、交付申請の3か月以内に発行されたものとする。

3 第1項第4号及び前項の規定に関わらず、法人ベース・レジストリで登記事項証明書と同様の内容が確認できる場合は、登記事項証明書の添付を省略することができるものとする。

4 第1項の規定に関わらず、創業予定者又は創業して間もない者で、第1項第5号及び第6号の書類を提出できない場合は、書類の提出を省略することができるものとする。

- 5 第 1項の規定に関わらず、認定申請書に添付して提出したもので、その内容に変更のない場合は書類の提出を省略することができるものとする。
- 6 前条に規定する認定を受けた者が、第 1項に規定する期日までに、市長に交付申請書を提出しない場合は、当該認定を取り消すものとする。

(交付の条件)

第13条 規則第 6条第 1項及び第 2項の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業の内容の変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 規則第 7条の規定による通知を受けた補助事業者が、代表者、住所又は組織等を変更したときは代表者等変更届（様式第 4号）に必要な書類を添付して速やかに市長に提出すること。
  - (6) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5年以内に、事業活動の継続が困難になった場合においては、速やかに市長に届出をすること。
  - (7) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (8) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項。
- 2 軽微な変更とは、補助金の算出に用いる補助対象経費総額の20%以内の変更（補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められるものに限る。）とし、補助金の増額を伴わないものとする。

(申請の取下げ)

第14条 規則第 8条第 1項の規定による申請の取下げは、補助事業者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

- 2 規則第 8条第 1項に規定する期日は、補助事業者が規則第 7条の規定による通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(変更の承認等)

第15条 補助事業者は、規則第 6条第 1項第 1号又は第 3号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金補助事業変更承認申請書（様式第 5号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第16条 補助事業者は、規則第 6条第 1項第 4号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(実績報告)

第17条 規則第14条の規定による実績の報告は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）後、所定の期日までに名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金補助事業実績報告書（様式第 7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 補助事業実施報告書（様式第 7- 2号）
- (2) 補助対象経費総括表（様式第 7- 3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第18条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助事業者に対し、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金額確定通知書（様式第 8号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第19条 前条の通知を受けた補助事業者は、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金交付請求書（様式第 9号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第20条 市長は、前条に規定する交付請求があったときは、内容を確認した後、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（財産の管理等）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第22条 規則第23条ただし書に規定する期間は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5年間とする。ただし、やむを得ない事由によると市長が認める場合は、この限りでない。

2 規則第23条第 2号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第23条 市長は、規則第18条及び第19条に規定する場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付条件若しくは条例その他関係法令等に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請等の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 計画変更等により、補助金の交付決定額を減額すべきとき。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5年以内に、正当な理由なく事業活動を休止又は廃止したとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (6) 市税を滞納したとき。
- (7) その他補助の目的が達成されないと市長が認めたとき。

（暴力団の排除）

第24条 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団若しくは同条例第 2条第 2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、

補助事業者としない。

2 補助事業者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第 9 条若しくは第 12 条の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

(検査等)

第 25 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第 26 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	内 容		備 考	
補助対象経費	施設・設備に関する経費	備品等の購入費・リース料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の施設内・施設占有部分に設置する機械装置・備品の調達費</li> <li>・補助事業実施に必要な移動スーパーなどの業務用車両の調達費用</li> </ul>	
		新規賃借料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の施設とするために新たに借入するモデル地域内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費、仲介手数料</li> </ul>	
		工事費（外装・内装）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の施設・施設占有部分に対する外装工事費又は内装工事費</li> </ul>	
	委託費等に関する経費	広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業のための広告宣伝費（チラシ作成費、ホームページ作成費、WEB 広告費）</li> </ul>	
		委託費・外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業遂行に必要な業務の委託費・外注費</li> </ul>	
	人件費	従業員への賃金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業に直接従事する従業員の賃金であって、他の補助対象経費とあわせて申請する場合に補助対象経費とすることができる。</li> </ul>